

船舶インシデント調査報告書

平成30年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年9月13日 23時20分ごろ
発生場所	パラオ諸島南東方沖 (概位 北緯07°15.0′ 東経137°28.0′)
インシデントの概要	漁船第五わかば丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年11月7日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五わかば丸、383トン
船舶番号、船舶所有者等	135689、極洋水産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 機関長、四級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 不詳、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか26人（日本国籍、ミクロネシア連邦籍、キリバス共和国籍及びインドネシア共和国籍。国籍別の人数内訳は不詳）が乗り組み、パラオ諸島南東方沖を航行中、平成29年9月13日23時20分ごろ機関長が主機から白煙が上がったのを認めて主機を停止した。</p> <p>本船は、機関長が、主機を始動したところ、主機過給機から金属が接触するような音を聞いたので、主機を停止し、本船の搭載艇にえい航されてミクロネシア連邦ヤップ島に到着した後、船舶所有会社が手配したタグボートによってアメリカ合衆国領グアム島にえい航された。</p> <p>機関整備業者は、主機過給機を点検したところ、軸受及びタービン軸に破損、タービン翼に折損等を認めた。</p> <p>主機過給機は、本インシデントの約4か月前の定期整備時に機関整備業者によって開放整備が行われており、軸受が新替えされていた。</p>
分析	本船は、航行中、主機過給機の軸受が破損したことから、同過給機のタービン軸が破損してタービン翼がケーシングと接触し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、航行中、主機過給機の軸受が破損したため、過給機のタービン軸が破損し、タービン翼が過給機のケ

	ーシングと接触して主機の運転ができなくなったことにより発生した ものと考えられる。
--	--